

2019年5月

経営Q&A

回答者

永浦労務管理事務所
特定社会保険労務士 永浦 聡

外国人材の受入れ対策講座

～ 外国人労働者の現状 ～

Question

当社は、地方都市でホテルを数軒経営しています。

法律の改正もあり、今後日本には外国人労働者が増えてくるというニュースを新聞・テレビ等で目にし、当社も雇用を検討しています。人手不足解消のため、前向きに考えていますが、不安もあります。

そこで、日本で働く外国人の現状について詳しく教えてください。また、外国人労働者を受入れることのメリット・デメリット等についても聞かせて下さい。

Answer

日本で働く外国人は、東日本大震災の翌年に若干減少したものの、着実に増加しています。特に増加が著しいのが、留学生アルバイトと技能実習生です。国籍別では、日本までの距離と人口数を背景に、中国が最も多くなりますが、ここ最近のベトナム人労働者の増加は著しいものがあります。また、外国人労働者は都市部に多く、比較的小規模の事業所で働く傾向にあります。

外国人を採用することには、言葉や文化の違いから配慮が必要な場合もある一方で、言語等の特技が業務に生かされるという強みを発揮します。

1 外国人の現状

(1) 日本へ旅行に来る外国人

日本を訪れる外国人数が、毎年増加しているとマスコミ等でしばしば報じられています。具体的には、平成30年における訪日外国人数（外国人正規入国者から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者数）は、3,000万人を超えています。（観光庁統計）

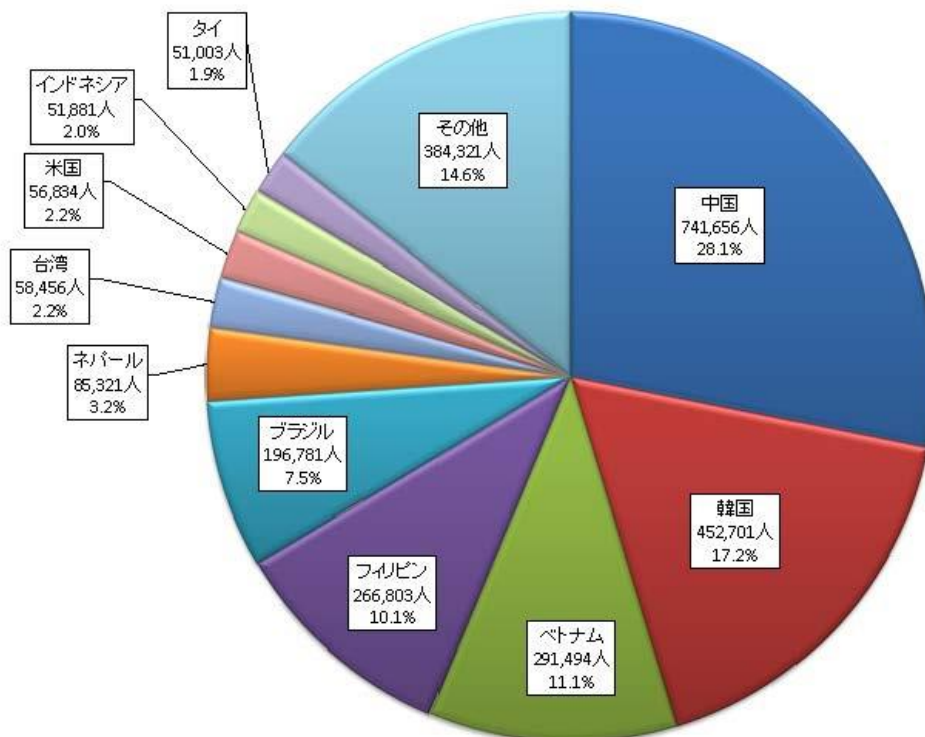
同じ年の訪日外国人のうち国・地域別で最も多かったのが、中国（800万人超）で、次いで韓国（700万人超）、それに台湾（400万人超）、香港（200万人超）、米国（130万人超）と続いています。

(2) 日本に住む外国人

日本に居住する外国人として、在留外国人（「中長期滞在者」及び「特別永住者」を指す。詳細は次頁の Point 参照）の人数と国籍を見てみましょう。在留外国人数は、リーマンショック後減少を続けていましたが、平成25年以降は増加に転じ、平成30年6月時点で、260万人を超えており、過去最高を更新しています。（法務省統計）

また、在留外国人の国籍・地域別の割合を示したものは（図1）のとおりです。日系人の多いブラジルを除き、やはりアジアの近隣諸国から来ている外国人が多いことがわかります。

図1：在留外国人の国籍・地域別構成比（出典①）



Point

1 中長期滞在者

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④までのいずれにもあてはまらない人です。なお、次の⑤及び⑥に該当する者も中長期滞在者にはあたりません。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

2 特別永住者

第2次世界大戦終戦前から引き続き居住している在日韓国人・朝鮮人・台湾人及びその子孫の在留のための資格

ただし、日本に住む外国人は、学生・主婦であったり、失業中である場合もあり、全員が働いている訳ではありません。次は、日本で仕事をしている者、つまり外国人労働者の現状を見てみましょう。

2 外国人労働者の現状

平成19年10月から、外国人を雇用する事業主は、外国人雇用状況報告書の届出が義務化されています（届出を怠ると30万円以下の罰金）。ただし、「特別永住者」及び在留資格が「外交（外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族）」並びに「公用（外国政府もしくは、国際機関等の公務に従事する者及びその家族）」の外国人については、届出の対象外となっています。また、日本で働いていても、法人の代表者であったり、個人事業主である場合には、「労働者」に該当しませんので、この届出は不要です。

この届出データによりますと平成30年10月末現在、外国人労働者数は約146万人で、前年同期比で14.2%増加し、過去最高を更新しました。また、外国人労働者を雇用している事業所の数は約22万か所で、こちらも過去最高を更新しました。



次の表は、過去 10 年間の外国人労働者数の推移を表したものです。外国人労働者は、東日本大震災の翌年に若干の減少があったものの、その他では継続的に増加しています。

表：外国人労働者数の推移（単位：千人）（出典②）

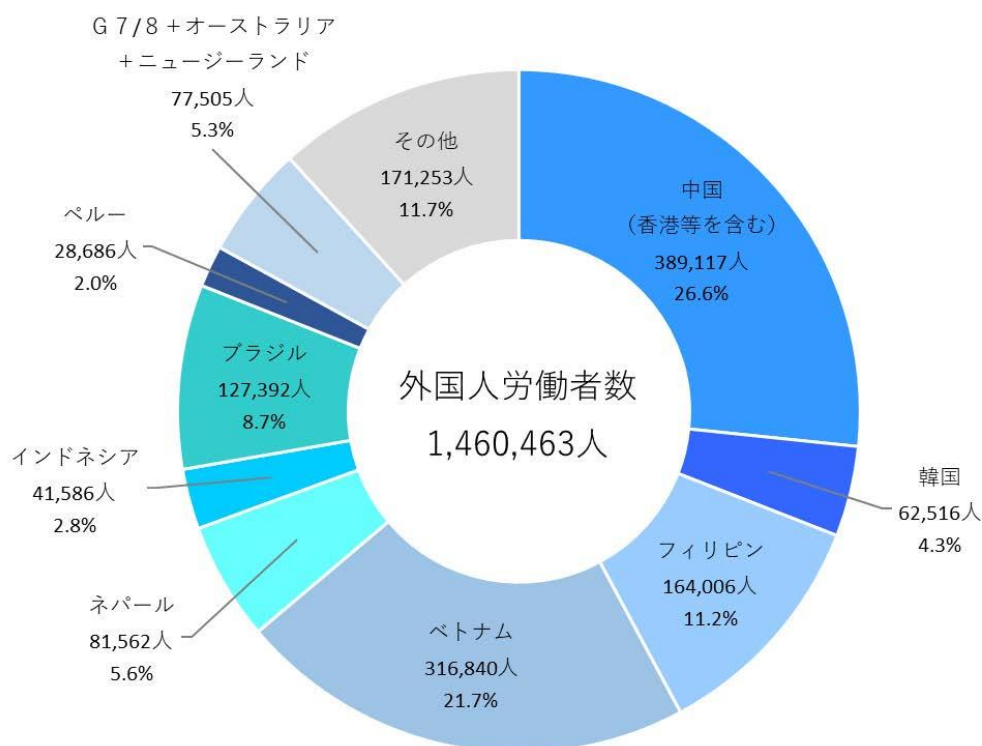
年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人数	563	650	686	682	718	788	908	1,084	1,279	1,460

（1）国籍別

外国人労働者を国籍別に見たものが（図 2）です。中国（香港等を含む）が最も多く、それにベトナムとフィリピンが続いています。

一方で、増加率については 1 位がベトナムで前年同期比 31.9%、2 位がインドネシアで 21.7%、3 位がネパールで 18.1%となっています。

図 2：国籍別外国人労働者の割合（出典②）



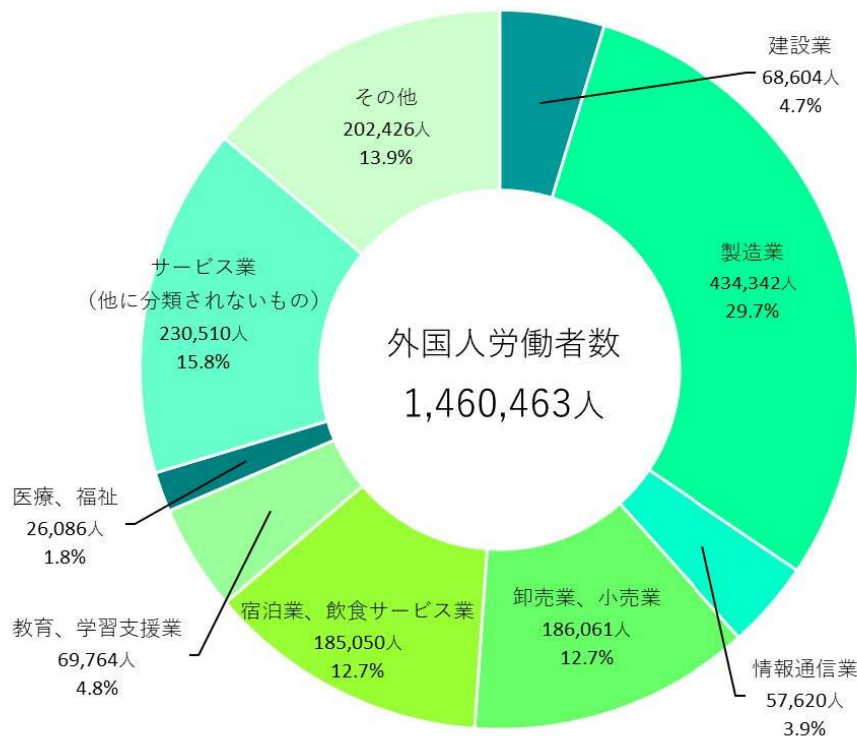
（2）勤務地域別

外国人労働者の勤務地を都道府県別に見ていくと、都会に多く集まる傾向があり、その割合は東京都が 27.2%、愛知県が 8.1%、大阪府が 7.0%の順になっています。

(3) 産業別

外国人労働者は、どのような仕事に就いているのでしょうか。産業別に見ると、製造業が29.7%、次いでサービス業（他に分類されないもの）が15.8%、卸売業・小売業と宿泊業、飲食サービス業がともに12.7%となっています（図3）。

図3：産業別外国人労働者数（出典②）

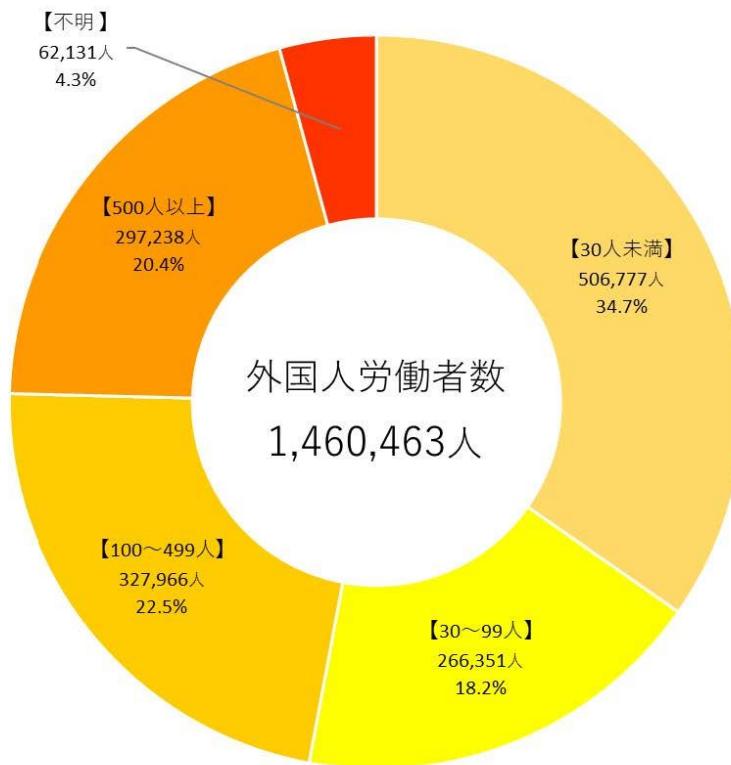


(4) 事業所の規模別

外国人労働者は、どれぐらいの規模の事業所で働いているのでしょうか。外国人を雇用している全216,348事業所のうち、58.8%が従業員数30人未満の事業所となっており、100人未満の事業所で見ると、77.3%にのぼります。

また、事業所規模別の外国人労働者数を見ると、「30人未満事業所」で就労する者が最も多く、全体の34.7%を占めています（図4）。外国人労働者数はどの規模においても増加しており、特に30人未満の小規模事業所では著しく増加しています。

図4：事業所規模別外国人労働者数（出典②）



統計からは、アジアの近隣国からやって来て、都市部の比較的小規模な事業所で、サービス業あるいは製造業に従事している外国人労働者が多いことがわかります。

3 外国人労働者受入れのメリット、デメリット

外国人労働者は母国語や文化に違いがあるため、コミュニケーションを図るうえで配慮が必要なこともあります。また、在留資格による就労の制限もあります。

一方で、外国人労働者の母国語と同じ言語を話す外国人旅行者や取引相手とのコミュニケーションにおいて、強味が発揮されることがあります。また、日本では人材の確保が困難な産業であっても、外国では必ずしもそうとは限りません。そのため、労働環境等から日本人の若者の雇用確保に苦勞していた企業に外国人労働者が就業して、高い労働意欲を示したという例もあります。

これらをよく考慮したうえで、今後の外国人労働者の活用方法について検討するとよいでしょう。

出典

- ① 法務省, 『平成30年6月末現在における在留外国人数について (速報値)』
〈http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html〉
- ② 厚生労働省, 『「外国人雇用状況」の届出状況 (平成30年10月末現在)』
〈https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html〉

〈執筆者紹介〉

永浦労務管理事務所 特定社会保険労務士 永浦 聡

米国大学院 MBS 課程修了

外資系企業勤務後、社会保険労務士事務所開業

政府系機関における外国企業への労務コンサルティングや、内閣府・国家戦略特区における労働相談にも従事している。

著作 「こんなときどうする 外国人の入国・在留・雇用」 第一法規



日本政策金融公庫
国民生活事業